

島根県希少野生動植物の保護のための基本方針

平成22年10月

島 根 県
(環境生活部 自然環境課)

島根県希少野生動植物の保護のための基本方針

- 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想
 - 1 生物多様性の保全の必要性
 - 2 希少野生動植物の保護の基本的な考え方
- 第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
 - 1 指定希少野生動植物の選定方針
 - 2 指定希少野生動植物の選定に当たって留意すべき事項
 - 3 指定希少野生動植物の指定に関する提案
- 第3 指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項
 - 1 個体の範囲
 - 2 個体の取扱いに関する規制
 - 3 その他の個体の取扱いに関する事項
- 第4 指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項
 - 1 生息地等保護区の指定方針
 - 2 管理地区の指定方針
 - 3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針
 - 4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項
- 第5 保護管理事業に関する基本的な事項
 - 1 保護管理事業の対象
 - 2 保護管理計画の内容
 - 3 保護管理計画の変更の提案
 - 4 保護管理事業の進め方
 - 5 保護管理事業の実施に当たって留意すべき事項
- 第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項
 - 1 開発行為における配慮
 - 2 農林水産業を営む者との連携
 - 3 国及び他の地方公共団体との連携

第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

1 生物多様性の保全の必要性

野生動植物にはひとつひとつに個性があり、それぞれが生態系という環の中で深く関わり合い、密接に繋がって絶妙なバランスを保ちながら生きている。私たちが現在生活している環境も、そうした生きものの膨大な繋がりとその相互作用の中で、長い年月をかけて創られてきた。

私たち人間は、古くから生物多様性が織りなす自然環境から食料、木材、繊維又は医薬品の原料などの多くの恵みを享受し、今日の生活を築いてきた。また、健全な自然環境は、水源かん養、各種自然災害の防止・低減、水質等の環境浄化に寄与するほか、教育活動、レクリエーション等の対象として、さらには地域に根ざした文化を形成し生活に潤いと安らぎをもたらす存在として、私たち人間が豊かで文化的な生活を送る上でも欠かすことのできないものである。

私たちの生活は多くの生きものに支えられている一方で、近年の人間活動は、絶滅する野生動植物の種数を大幅に増加させ、この数百年の絶滅スピードを過去平均の1,000倍に加速させたともいわれている。そして、このことは、多種多様な野生動植物により保たれた生態系のバランスを崩し、私たち人間の生存基盤の喪失を招くことにつながる。

このため、国では、平成20年6月に「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」を施行し、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしその方向性を示すとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

島根県においては、南部県境にはブナの自然林が残る中国山地の山々が連なり、これを源として日本海に注ぐ斐伊川、江の川、高津川の3河川が大きな流域を形成している。また、日本有数の汽水湖でラムサール条約湿地にも登録されている宍道湖・中海に代表される湖沼、日本海に隔てられ固有種が生息・生育する隠岐諸島など多様で豊かな自然環境に恵まれている。県土のおよそ8割を森林が占め、古くからたたき製鉄と薪炭林施業が行われるなど人の生活と自然が持続可能な範囲で関わり合うことで里地里山などの二次的自然環境が形成され、そこには多様な野生動植物が生息・生育し、豊かな生態系を育んできた。

しかしながら、各種の開発行為によって野生動植物の個体の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消失・分断され、また社会経済の変化に伴う農山漁村地域の過疎化等によって人と自然環境との関わり方が大きく様変わりするなど、身近な自然環境においても変化が生じている。これらの自然環境の変化等によって、島根県版レッドデータブック（平成16年3月作成）で明らかになったように、既に絶滅した種があるほか、多くの野生動植物の種にも絶滅のおそれが生じている。

こうした状況にあって、私たちの将来の世代が豊かに暮らすためにも、生物の多様性が確保された健全な自然環境をより良い状態で次代に引き継ぐこと

は、今に生きる私たちの責務であり、行政、県民、民間団体、事業者等の多様な主体が協働し一体となって、本県独自の取組みを積極的に進める必要がある。

2 希少野生動植物の保護の基本的な考え方

多種多様な野生動植物が生息・生育できる環境を維持することにより、生物多様性を保全していかなければならない。ひとたび絶滅すればその種の復元は不可能であることから、特に絶滅のおそれのある種の保護施策を進めることは、緊急の課題である。

島根県版レッドデータブックによると、県内に生息・生育する野生動植物の種の存続を圧迫する主な要因としては、次の4つが指摘されている。

- ① 開発行為による生息・生育環境の消失・改変・悪化
- ② 里地里山の荒廃等と自然の遷移による生息・生育環境の消失・悪化
- ③ 過度な捕獲又は採取による個体数の減少
- ④ 外来生物（国外産、国内産などの由来を問わず、その本来の生息地等の外に生息・生育することとなる野生動植物の種をいう。以下同じ。）による在来野生動植物種の駆逐等

希少野生動植物の保護のためには、まずこれらの圧迫要因を排除又は回避することが必要である。

このため、本県の希少野生動植物の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方を、次のとおりとする。

なお、保護施策を実施するに当たっては、あらかじめ野生動植物の保護を目的とする他の法令又は例規に基づく施策と調整を図りながら行うものとする。

(1) 圧迫要因に対する直接的な保護施策

① 生息地等の保護

希少野生動植物の個体が生息・生育できる環境を保全することが重要である。このため、既存の法令又は例規により保護された希少野生動植物の個体の生息地等については、それぞれの制度の趣旨を十分に踏まえて保護施策を進める。一方、既存の制度では保護が困難な指定希少野生動植物の個体の生息地等については、必要に応じて島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号。以下「条例」という。）に基づく生息地等保護区に指定し、その種の個体の生息・生育の圧迫要因となり得る開発行為等を制限するなどの措置を講ずる。

② 生息地等の維持管理

過疎や農林業の形態等の変化に伴い自然に対する人の働きかけが縮小・撤退したことによって、生息・生育環境が消失・悪化している種など、圧迫要因に対する規制のみでは個体数の維持が困難な場合は、人為的にその

種の生息・生育環境を維持又は再生するなどの措置を講ずる。

なお、これらは生物学的知見に基づき種の生態的特性を考慮しながら、保護管理のための計画を策定した上で、実施するものとする。

③ 過度な捕獲又は採取の規制

人間による過度な捕獲又は採取が希少野生動植物の個体の生息・生育に支障を及ぼしているものについては、必要に応じて条例に基づく指定希少野生動植物に指定し、捕獲又は採取等を原則禁止とするなど、直接の圧迫要因を除去し、又は軽減する措置を講ずる。

④ 外来生物への対応

外来生物については、在来野生動植物種との競合による在来野生動植物種の個体の駆逐又は捕食による生態系のかく乱、交雑による地域固有の遺伝子のかく乱など様々な悪影響が懸念されていることから、地域固有の生態系を保全・維持していくためにも、これらの悪影響を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来生物については、地域の実情に応じた対策を進めていく必要がある。

対策を進めるに当たっては、これらの外来生物の分布、生息・生育状況及び希少野生動植物の個体の生息・生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項に関する調査を進めることが重要であり、これらの情報の蓄積に努めるものとする。

これらの調査により、外来生物が指定希少野生動植物の個体の生息・生育に支障を及ぼすと認められる場合には、適切な対策を実施するものとする。

一方で、外来生物の県内への導入及び定着が人間の活動に伴って生じていること、また導入経路が多岐にわたることから、県民及び事業者等に対し、外来生物が希少野生動植物の個体の生息・生育に及ぼす影響等についての理解を深めるための普及啓発を推進し、外来生物の自然界への導入、定着及び生息・生育範囲拡大の防止に努めるものとする。

⑤ 個体数の回復

個体数の減少が著しい場合には、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖など個体の繁殖の促進のための事業を実施し、個体数の維持・回復を図る。野生動植物は生息・生育する自然環境の中で互いに関わり合いながら生存していることから、対象となる種のみではなく、生息地等の環境及びその種との関わりを持つ他の野生動植物の種も含めて一体的にその生態系の保全を図る。

なお、これらは生物学的知見に基づき種の生態的特性を考慮しながら、保護管理のための計画を策定した上で、実施するものとする。

(2) 保護施策を効果的に推進するための施策

① 県民及び事業者の理解の促進

希少野生動植物の保護施策の実効性を確保し、効果的な保護施策を実施していくためには、県民及び事業者の理解と協力が不可欠である。県民及び事業者が、野生動植物の種の置かれている現状と希少野生動植物を保護することの重要性について理解を深めるとともに、生物多様性の保全に対する意識を高めることが重要である。

このため、民間団体及び自然系博物館等と連携して学校教育や社会教育などの様々な場において、自然に親しみながら生物多様性の大切さを身近に感じることでできる環境教育を推進するなど、県民及び事業者の関心と理解を深めるための教育及び学習の機会の充実に努める。

② 県民及び民間団体の自発的な活動の促進

地域の実情に即した希少野生動植物の保護施策を推進するためには、その地域の住民及び民間団体が、それぞれの地域に根ざした自発的な活動を展開することが効果的であることから、これらの活動を激励し促進するため、本県が昭和62年から実施している「みんなで守る郷土の自然地域」選定事業等の既存の制度等を積極的に推進するものとする。

なお、これらの希少野生動植物の保護活動を行っている団体等に対しては、保護の対象となっている種に関する情報の提供、専門的な立場からの助言及び活動資材の提供等の支援を必要に応じて行うものとする。また、これらの団体等が行う保護活動を積極的に広報し、活動への参加の促進を図る。

③ 県民及び民間団体等との協働

希少野生動植物の保護施策を効果的に展開していくためには、県民、民間団体、事業者等の多様な主体と協働して実施する必要がある。

このため、これらの多様な主体をはじめ、各市町村、大学及び自然系博物館等の研究機関等とも希少野生動植物に関する情報を共有しながら、連携した保護施策に取り組むとともに、その体制づくりに努めるものとする。

また、各地域において希少野生動植物の個体の生息地等の状況の巡視活動が活発に行われるように、条例に基づく希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体の認定を積極的に行うものとする。

④ 調査研究の推進

希少野生動植物を取り巻く環境は常に変化しており、時機を失せず適切かつ効果的に保護施策を推進するためには、最新の情報を収集しながら生物学的知見に基づいて判断していくことが重要である。

このため、野生動植物の種の分布、生態、個体の生息・生育状況及び生息地等の状況等の定期的な調査を行うなど情報の蓄積に努め、島根県版レ

ッドデータブックの見直しや保護施策の検討を行う上での基礎資料にするとともに、保護管理手法等に必要な研究を推進する。

また、これまでに集積された県内に生息・生育する野生動植物の個体の標本については、県内の生物相を把握する上でも貴重な財産であり、自然系博物館等と連携しながら情報を整理し、データベース化を進めるとともに、適切に収蔵し、管理するものとする。

なお、これらの調査研究を行うに当たっては、大学及び自然系博物館等の研究機関、学識経験者、専門家等と十分連携を図りながら実施する。

第2 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生動植物の選定方針

指定希少野生動植物については、本県における生息・生育状況が、人為の影響等により、その種の存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定するものとする。

- (1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (2) その個体の生息地等が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) その個体の生息・生育環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (5) 里地里山の荒廃及び植生の遷移の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (6) 外来生物による捕食、駆逐等の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (7) 他の野生動植物種の個体数の増加等に伴う食害等の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの

2 指定希少野生動植物の選定に当たって留意すべき事項

指定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として、島根県版レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類に属するものであること。
- (2) 個体としての識別が容易な大きさを有しているものであって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものであること。
- (3) わが国における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となるなど、本県の自

- 然環境の特性を象徴するようなものを優先的に選定するようにすること。
- (4) 過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるものを優先的に選定するようにすること。
 - (5) 生息地等の保護管理活動が現に行われている、又は期待できるものであること。
 - (6) 外来生物及び従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
 - (7) 原則として、他の法令又は例規により既に個体の保護がなされているものについては、選定しないこと。ただし、生息地等保護区の指定又は保護管理事業の実施の必要性が高いものについては、この限りではない。
 - (8) 分布状況や生息・生育のための環境条件等の生物学的知見に基づき行うこと。

3 指定希少野生動植物の指定に関する提案

指定希少野生動植物の指定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、希少野生動植物を効果的に保護するためには、県民及び民間団体との協働が欠かせないものであることから、県民及び民間団体が考える具体的な保護対策を県が実施する施策に反映させることも重要である。

このことから、県民及び民間団体からの提案については十分に検討し、適切なものについてはそれを取り入れるように努めるものとする。

なお、提案を受けるに当たっては、条例の趣旨及び本基本方針に即して提案するように求めるものとする。

第3 指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 個体の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物の個体及びその種を容易に識別することができる卵及び種子とする。

2 個体の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の禁止

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その保護の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとする。

(2) 捕獲等の許可

指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的のほか、教育目的、生息・生育状況の調査目的等その種の保護に資すると認められる目的で行うものを除き、許可しないものとする。

(3) 譲渡し等の禁止

捕獲等の規制に違反し違法に捕獲等された指定希少野生動植物の個体及びその加工品（はく製その他の標本であって、指定希少野生動植物の個体のはく製その他の標本であることを容易に識別できるものとする。以下同じ。）の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りは禁止する。また、合法的に捕獲等された個体及びその加工品であっても、その種の保護に資すると認められる目的を逸脱する営利目的又は愛がん若しくは観賞目的による譲渡し、譲受け、引渡し又は引取りは禁止する。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性にかんがみ、その生息・生育条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするように努めるものとする。

第4 指定希少野生動植物の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、指定希少野生動植物の保護のためその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

なお、生息地等保護区及び管理地区の指定以前から反復・継続的に行われてきた木竹の伐採、火入れ等の通常の維持管理行為が、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物（以下「指定種」という。）の個体の生息・生育環境を保全する上でも必要と認められる場合には、指定後もこれらの維持管理行為が円滑に行われるように適切に対処するものとする。

1 生息地等保護区の指定方針

(1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、個々の指定希少野生動植物ごとに指定する。

(2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその指定希少野生動植物の個体が良好に生息・生育している場所、植生・水質・餌の条件等からみてその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為に伴う当該生息地等の個体の生息・生育への支障を防止するために、一体的にその生態系の保全を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその指定種の個体が生息・生育している区域とするが、行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定種の分布の連続性、生態的な特性について、十分配慮する。

2 管理地区の指定方針

(1) 管理地区の指定に当たっての基本的な考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その指定種の個体の生息・生育にとって特に重要な区域を指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的な考え方

ア 条例第20条第4項第7号の知事が指定する野生動植物の種については、餌となる生物など指定種の個体の生息・生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 条例第20条第4項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第20条第4項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第20条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第20条第4項第11号の知事が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息・生育場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 条例第20条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定

種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第20条第4項第14号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害するなど現に指定種の個体の生息・生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間又は開花結実期間など必要最小限の期間とする。

3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域を指定する際に定めることとなる当該区域の保護に関する指針では、指定種の個体の生息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるように適切に対処すること。
- (2) 県土の保全その他の公益との調整を図りつつ指定を行うこと。この際、土地利用に関する計画との適合及び県土利用に係る諸計画との調整を図ること。
- (3) 原則として、里地里山など当該指定種の個体の生息・生育環境として重要で、他の法令又は例規では捉えがたい本県の自然環境の特性を象徴するような区域を優先的に指定すること。
- (4) 当該指定種の保護管理活動が現に行われている、又は期待できる区域であり、指定によりその効果が高まると見込まれる区域を優先的に指定すること。
- (5) 生息地等が明らかになることにより捕獲等のおそれが増すと判断される場合には、指定の可否について慎重に検討すること。

第5 保護管理事業に関する基本的な事項

1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その生息地等の整備、その個体の繁殖の促進等の事業を推進することが必要なものを対象として実施する。

なお、わが国における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となるなど、本県の自然環境の特性を象徴するようなもの、又は生息地等の保護管理活動が現に行われている若しくは期待できるものを優先的に対象とするものとする。

2 保護管理計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等の事業推進の基本的方針を、対象とする指定希少野生動植物ごとに明らかにした保護管理計画を策定するものとする。

当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林・草地・水辺など生息地等における生息・生育環境の保全等の事業を具体的に定めることとする。

3 保護管理計画の変更の提案

保護管理計画については、基本的に県が主体的に策定するものであるが、指定希少野生動植物の保護管理事業は、県民及び民間団体と一体となって取り組む必要があるため、県民及び民間団体が考える具体的な保護の手法を県が実施する施策に反映させることも重要である。

このため、県民及び民間団体から提出された変更の提案については慎重に検討し、適当と思われるものは取り入れるように努めるものとする。

なお、提案を受けるに当たっては、条例の趣旨及び本基本方針に即して提案するように求めるものとする。

4 保護管理事業の進め方

保護管理計画に基づく保護管理事業は、県、国、市町村、県民、民間団体、事業者等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息・生育状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努めるものとする。

また、対象となる指定希少野生動植物の個体の生息・生育状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息・生育状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息・生育条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進するものとする。

5 保護管理事業の実施に当たって留意すべき事項

保護管理計画が策定された指定希少野生動植物について行われている既存の保護管理活動については、当該計画に即して行われるように促すものとする。

また、認定等を受けた保護管理事業について、その活動が円滑に実施されるように必要な措置を講ずるものとする。

なお、指定希少野生動植物は、その本来の生息地等で保護されることが原則であり、自然条件下での個体の存続が危ぶまれていると判断した場合、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入等の事業を検討するものとする。生息地等の区域外で飼育・繁殖した個体を生息地等へ再導入する際にも、生物学的知見に基づき実施するものとする。

第6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

1 開発行為における配慮

土地の形状の変更その他の希少野生動植物の個体の生息・生育に影響を及ぼすと認められる行為を行うに当たっては、環境調査、島根県版レッドデータブック等の既存文献及び専門家への確認等により、あらかじめその土地を含む周辺の区域における希少野生動植物の個体の生息・生育状況の把握に努めるものとする。

これらにより、希少野生動植物の個体の生息・生育に影響を及ぼすと認められる場合には、その影響の回避又は低減に努めるものとする。

2 農林水産業を営む者との連携

農林水産業と関わり合いながら人の手が加わることで維持されてきた希少野生動植物の個体の生息・生育環境を保全するためには、これらを営む者との連携した取り組みを継続して実施することが重要である。

このため、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の個体の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分に発揮されるように、これらを営む者と積極的に情報交換を行うとともに、連携・協力を努めるものとする。

3 国及び他の地方公共団体との連携

希少野生動植物の保護に関する施策の推進に当たっては、県内の市町村はもとより、国や他の都道府県と情報を共有し、連携した取り組みが必要であることから、積極的に情報交換を行うとともに、連携・協力を努める。